

むつ市議会議長交際費の支出等に関する要綱

令和5年4月1日
むつ市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、むつ市議会議長（以下「議長」という。）がむつ市議会（以下「市議会」という。）を代表して行う交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出について適正な執行と透明性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出及び範囲)

第2条 議長は、市議会の運営及び市政にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で、交際費を支出するものとする。

2 議長の代理として副議長、常任委員会委員長等が会議、懇談会、会合等に出席する場合は、前項の規定に準じて交際費を支出するものとする。

3 前2項の規定に係わらず、宗教、政党その他の政治団体に対するものは支出しない。

(支出区分)

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、意見交換会等の参加等に係る経費
- (2) 祝儀 式典、祝賀会等の参加等に係る経費
- (3) 弔慰金 葬儀、法要、供養等における香典、供花等に係る経費
- (4) 見舞金 事故、災害等の見舞いに係る経費
- (5) 贈答費 来客等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (6) その他 議会運営及び市政運営上、議長が特に支出する必要があると認める経費

(支出基準)

第4条 前条の区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の基準については、社会経済情勢に配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(公表)

第5条 交際費の支出年月日、支出区分、支出先、支出内容及び支出金額については、当該月分を翌月15日までにむつ市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

2 前項の規定による公表に当たっては、個人情報保護に十分配慮するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容		金 額	備 考
会 費	懇親会、意見交換会等で会費を必要とするもの又は飲食を伴うもの		会費として指定された額とし、会費の額の指定がない場合は、5,000円を限度とする。	
祝 儀	式典、祝賀会の行事等の祝儀		5,000円を限度とする。ただし、この額により難しい場合は、社会通念上妥当と認められる額とする。	必要に応じて決定するものとし、市又は官公庁が主催する場合は支出しない。
	総会の祝儀		5,000円を限度とする。	必要に応じて決定するものとし、市又は官公庁が主催し、又は共催する場合は支出しない。
	市に関連が深い個人及び市議会議員の結婚披露宴等に要するもの（ただし、議長への招待がある場合に限る。）		20,000円を限度とする。ただし、これにより難しい場合は、社会通念上妥当と認められる額とする。	
弔慰金	市議会議員、市長、副市長、教育長、企業管理者	現職 本人	・香料 20,000円を限度とする。 ・花輪料又は生花 20,000円相当を限度とする。	
		親族	・香料 20,000円を限度とする。	配偶者、1親等の親族及び同居の親族
	行政委員会委員（市議会議員を除く。）	現職 本人	・香料 20,000円を限度とする。	
	その他（ただし、市に関連が深く、議会及び市政に貢献のあったものに限る。）	本人	・香料 20,000円を限度とする。 ただし、これにより難しい場合は、社会通念上妥当と認められる額とする。	必要に応じて決定する。
見舞金	その他（ただし、市に関連		20,000円を限度とする。ただ	必要に応じて決定す

	が深く、議会及び市政に貢献のあった者又は市が開催した行事若しくは議会が共催した行事等における事故、災害等により被害にあった者に限る。)	し、これにより難しい場合は、社会通念上妥当と認められる額とする。	る。
贈答費	講師、先進地視察、訪問又は来客等への土産、記念品等に係る経費	5,000円を限度とする。	必要に応じて決定する。
その他	上記に掲げるもののほか、議会運営上及び市政運営上において交際費の支出が適当であると認める経費	社会通念上妥当と認められる額	必要に応じて決定する。

注) 一つの案件について支出区分が重複する場合は、いずれかの項目のうち一つの区分とすること。